

岩手県告示第664号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所、薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成29年9月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
秋保クリニック	一関市南新町55番地	平成29年7月31日
千葉耳鼻咽喉科医院	二戸市福岡字八幡下19番地2	〃
あかまつ薬局	二戸市福岡字八幡下18番地4	〃
木村医院	奥州市水沢区堀ノ内30番地3	平成29年8月1日